

■ ニュー福祉定期郵便貯金規定

1 ニュー福祉定期郵便貯金

ニュー福祉定期郵便貯金（以下「この貯金」といいます。）は、障害基礎年金、遺族厚生年金その他の日本郵政公社が定めた給付、保険給付又は手当の支給を受けている者が預入し、廃止前の日本郵政公社のニュー福祉定期郵便貯金規定により取り扱われていた預入期間が1年の定期郵便貯金です。

2 取扱郵便局等の範囲

この貯金は、特に取り扱わないことを当機構所定の方法により公表した郵便局等（郵便局、株式会社ゆうちょ銀行の本支店若しくは出張所又は簡易郵便局をいいます。以下この条及び第5条第1項において同じとします。）以外の郵便局等において払戻しができません。

3 利子の計算の特例

- (1) 同時に預入された2口以上のこの貯金の払渡しを同時に行うときの利子の金額は、一の貯金ごとに計算した金額の合計額とし、円未満は切り捨てます。
- (2) 同時に預入された2口以上のこの貯金が通常郵便貯金となった場合の通常郵便貯金の利子については、当該通常郵便貯金の合計額をもって通常郵便貯金規定第2条（利子）の規定を適用します。

4 規定の適用

この貯金には、本規定のほか、「定期郵便貯金規定」が適用されます。ただし、定期郵便貯金規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定が優先して適用されるものとします。

5 規定の改定

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を郵便局等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

（実施期日）

この規定は、平成19年10月1日から実施します。